修 日

好 伊

通

商

航海條約締結方二

關

シ日滿當局

1

衝ス

ニア 洲

ル

處六名

産業家代表ハ

右交渉ト

ハ

別ニ專ラ シ調査報告ス

滿洲國 折 ル

伊

玉

訪

日経済使節団の任務について

(2)

日満

伊貿易協定

昭和 13年3月

10 H

ル

交涉

ノ進展 滯

如

何ニ

ĺ

キモ成

ル

ク

短キ

ヲ

希望シ居ル旨竝ニー

應準備整ヒ 懸ルコトトナ

タル

上二十

日頃未蘭

九

日外務省係官ヲ往訪セル

館

買ニ

對シ居合セ

夕

ル

使

節

專

長

在期

間ニ付未タ豫定ナク

右ハ

東京及新

京ニ

於

広田外務大臣宛(電報在伊国堀田大使より

口 ] マ 3 月 10 H 後 発

> $\mathbb{H}$ 日

首相 八來リ

ハ「コ」

ヲ引見セル由ニテ

伊

國

政

力 和當

重 九

IJ

が羅馬 ム

本使トモ打合スへ

キ旨述ヘタル

趣ナ

ij

尙

本 省

3 月 11 日前 着

要視シ

居ル

ルコト

ヲ思ハシム一

行ノ氏名及經歷等

バ 府

追

電

ス

關 ス ル 件

468

昭 和 13 年3 月 22 $\mathbf{H}$ 

広田外務大臣宛 在伊国堀田大使 大使より

(電報

.伊通商協議に関する伊国側の意向について

 $\Box$ 1 マ 3月22日後

本 省 3 月 22 日 夜

第 一三〇號

於

往 電第九七號ニ 關 シ

滿 ル

> 國 ケ

側ニテハ經濟使節出發ニ先立チ業者ト 旣ニ在京伊 國 大使館 日 1] 話アリ Þ ĺ コ 1 打合其 1 *)* \ 存 ス 他 ル 準 七 備 伊 國

都 合モ 、異議ナキヤ尚各事項ニ ア ĺ 一付冒 頭往 電 關シ差當リ我方氣付 ノ討 議並ニ 一調 査事! 項 二付我· ノ點並ニ 方 希 於

633

### 467

第九七號

貴電第六九號二關

シ

(伊國訪日

經濟使節

團

來朝 海 月

行

*)* \

「コンチ」外五名他ニ産業家代表

運關

係者

名

日

コ

ン

テ交渉中ナ 七、八日頃東京着ノ豫定ニシテ其ノ任務 ル 日伊 「バ

11

(—) H 八

目

下當

地

本船二乘

換 テ

ブエルデイ」號ニテ五月二日上海着同地ニテ ヲ含ム由)六名ヲ加へ合計十二名ニシテ四

角逐 結果蒙ル 間 相 1 互 ター 不 利益緩和並二三 取引二第 或 伊國 市場

對 ス ル 伊 國參加 ノ 可 能性

關

ル

ニア 及北支

ル

發

趣 開

ナリ

尚目 等早 目ニ承知シ ・懸案中ナル 度キ 7日伊 趣二 間 付 通 商 御 話合ニ付テハ 囘 示 相 成度シ

 $\overline{\phantom{a}}$ 

伊

國

侧

ハ日滿

ヲ

ナリ ナル ニ關シテハ主トシテ絹 体 競爭 トシテー ヲ止メ相互ノ利益增進ヲ圖リ度キ意向ヲ有スル 對 通 商取 絹屑及人絹ニ關スル日伊 極ヲ結フコトト -シ又第 ノ不必要 三國 市場 趣

### 伊 国 側作成の通商協定草案について

469

昭和

13

年

4

莧

2日日

広田外務大臣宛(電報在伊国堀田大使より

別 電 昭 和十三年四月二日発在伊 国 堀田大使より広

田外 務大臣宛第一 五七号

右協定草案の概要

口 1 7 4 月2日前発

本 省 4 月2日後

第 五 二六號

往電第 匹三 號 二關

外務省ヨ 協定草案(佛文)ハ三月三十日飛行便ニテ在京伊國大使館宛 1) 滿洲國 1 修 好 通 商條約並二日 滿 對 ス ル 通 商

> 別電第 /١ 發送セル 五七號(一) 趣ニテ右寫送付越シタル ノ通リ右別電口 處通 日滿ヨリ 商協定草案內容 ノ買付品 中 概 略

亞麻子及樟腦ニ付多少 (爲替局係官ノ言ニ依レハ右ハ試驗的ニ輸入スルモノナル 我方ヨリ要求セル物品ノ(內)ニハ「ペリラ」 ノ増額ヲ爲シ居ル外別段ノ變更ナシ 油 ヲ 追 由 加

案作成迄ニハ日滿獨間 ク交渉ヲ重ネタル由ニテ又伊側 ノ申合並ニ協定ヲモ參照シ幾度ト ハ本件取引ノ衝ニ當ラシム +

尙民間隨員ノ一人ヨリ聞込ミタル所ニ依レ

ハ伊國

侧

パカ右草

シ ル 居ル模様ナリ(右機關ニ日本側當業者ヲ合同セ 爲重要ナル工業家ヲ網羅セル一 機關ヲ設ケ度キ意向ヲ有 シム ル 案

Ŧ 討議セラレ日本ニ於ケル小資本ノ當業者ノ利益ヲ考慮シ

爲ス必要アルヘシト言フカ如キ 右 成立後一定條件ノ下ニ此 ノ種ノモノノ參加ヲ許 細目ニ至ル迄檢討 ラ經 ス仕組ト タ ij

サリシモノノ如ク政府ヨリ 一フイアツト」 方面ノ 反對等アリテ確定案ヲ得 ハ未夕公式ニ申 出 ナ + モ御參考 ル ニ至ラ ト言フ)右ニ對シテハ旣ニ滿洲

或

=

相

當

地

盤

ヲ

獲

得シ居

迄ニ電報ス

獨 尙協定草案全文御入用ナルニ於テハ御申越次第電報スヘシ 暗送セリ

別

電

第

Ŧi.

七

協定草案

口 ] 7 月2日後発

本 省 月3日前

第一 條、 'ス右割當 伊 國 政 *)* \ 府 必要ニ依リ交換公文ヲ以テ變更スル ハ日滿品ニ對シ□掲記ノ 年次割當ヲ許 コ 1

司 阿額迄 !伊國品ヲ買付クヘキモノト ス 第二條、

日本及滿洲國政

府

ハ臨時ノ購買

ヲモ合ハセ右

得

第三條、 代金支拂ニ關シテハ三國共自由ニ爲替送金ヲ許

可スヘキモノトス

第四 條 伊 !國側ニテハ國立爲替局 (Instituto nazionale per i

取引ヨリ生スル支拂及受取額ニ關 Camp con L'estero) 日滿側ニテハ特定銀行ヲシテ本件 スル勘定ヲ作成セシ

4 取 右勘定ハ磅ニテ之ヲ表示シ磅以外ノ貨幣ヲ基礎 引ニ付テハ夫々羅馬及東京ニ於ケル爲替相場ニ依 トス

リ之ヲ磅ニ換算ス

賃、 保險料及諸掛ヲモ前記 勘定ニ記入ス

商品

ノ原

產地

通シ船荷證

券又ハ原産地

證

明ニ依リ之

ヲ證明ス商品

ノ價格ハF、

Ó

Bニ依リ之ヲ算定シ運

第五條、 月相互ニ前記勘定統計ヲ交換シ六箇月目ニ右勘定 國立爲替局及日本側銀行(日滿側ヲ代表ス)ハ

ヲ 締 每

カ

買進メヲ爲ス迄右超過額丈ケ相手國ヨリノ次期買付ヲ 切ルモノトス其ノ際輸入超過トナリタル方ハ相手國

停止スルコト -ヲ得

第六條、 局及日滿側銀行間 第四 [條及第五條實行ニ必要ナル細目 ノ協議ニ任 ス

ハ國立爲替

第七條、 私的送金ハ之ヲ許サ

第八條、 本協定ハー九三九年六月三十日ヲ以テ終了スへ

セラル

尚本協定ハ日、

滿

伊ノ三國代表者ニ依リ署名セラ

ク滿期前三箇月

ノ豫告ナキ限リ更ニ六箇月間順次延長

ル ル形式トナリ居レリ)

日滿品ニ對スル年次割當表

 $(\Box)$ 

品

伊

國稅番

名

金 額

單位百萬「リラ」

635

三、伊國政府カ日本トノ通商協定交渉ニ乘出シタルハ之ニ依		゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚ヺ゚゚	合計一億五千萬「リラ」
商議スヘキ旨申聞ケタル趣ナリ	(111)	magnesite calciné	五六五
二支配セラレス日伊ノ政治關係ヲ顧慮シ大乘的見地ヨリ	(11)	繭	二四六
ハ使節ニ對シ日滿トノ話合ニハ經濟的利害並ニ採算ノミ	$(1 \circ)$	絹屑	二四八
ルル様特ニ御高配ヲ仰ク內聞スル所ニ依レハ「ム」首相	(1)	卵黄	五五
キ我方ヨリモ極メテ友誼的ニ諸問題ヲ檢討シ妥協ヲ計ラ	五	襤褸	九 五:
ヲ盟(邦)トシテ遇スル伊國ノ友好的態度ヲ常ニ念頭ニ置	() - ?	寒天	八〇三(B)
所アルヘキハ申迄モナキ儀ニ付其ノ交渉ニ當リテハ日本	(0, 11)	樟 腦	七七五
一、今次使節團來訪ノ結果カ日伊兩國間政治關係ニ影響スル	(11)	原珊瑚	六三六(A)
居ルコトトハ存スルモ左ニ卑見申進ス	(1)	芳香油	六五八
伊國訪日經濟使節團トノ話合ニ付テハ旣ニ充分御高配ヲ得	(1)	木 蠟	一三七B2
第一七三號		硬化魚油	一三七 A 2
本 省 4月13日前着	(四)	魚油	一 三 A 2
ローマ 4月12日後発	(三、五)	「ペリラ」油	三五H
伊国訪日経済使節団との協議に関する意見具申	$\begin{array}{c} (1 \\ 0) \end{array}$	大豆油	三五H
47 田 利 1 在 4 月 1 日 - 広田外務大臣宛(電報)	$\begin{array}{c} (1 \\ 0) \end{array}$	亞麻脂	一一七E
召 3 5 4 7 2 3	$\begin{array}{c} (1 \\ 0) \end{array}$	胡麻	一 一 七 H
***************************************	三八	落花生	一 一 七 A
獨へ暗送セリ	(四五)	大 豆	一 一 七 I

獨品二比シ高價ナル爲ト思考セラル

ルニ付

伊

國 伊

側ニテ特

點

我方

ノ買付

如

何

在

ル

丰

處右原

因

2)

國

品

カ米

1]

購入スル工具類等ニ付テモ

同樣,

ノ趣旨ニ依

リ之ヲ

伊

振向

クル

こ於テハ旁々國際貸借

ノ改善ニモ資スル

1 國  $\exists$ 

モナルヘシ(伊

國

係官ニ

對シテハ館!

買ヨリ

本件

求

償 コ 裕ナキ場合ヲ豫見シ斯

ル

萬

ノ事態ノ準備的

對策トシテ

情勢ニ鑑ミ獨逸ニ於テ軍需品補給.

ノ求ニ應

スル

充分

ごか餘

モ等閑ニ附スルコト

- ヲ許サ

、サル緊要事ナル

ヘシ尙米國

協定二依

IJ

伊國工

|業トノ聯絡ヲ密ニス

î

コ

1

ハ 、獨逸

工 通 セ

ル

處

往

電第六號御參照

我方ヨリ之ヲ見

ル

對伊

偏重依寄シテ自然專横ニ流

シテモ

相當效果アル

 $\wedge$ 

ク將又對蘇關係險惡ナル

現

下

ルル弊ヲ豫防

スル

爲

甪

心 業 商 ラ 政 動

策

テ

裲

國

間

親善關

係

促

進二

一資スル

1

共二各種經

濟

活

出入ヲ爲シ得ル限リ友好國間

三振.

ケ自給自足

ジ及ハ

+

ル

所

ヲ補フノ

方針ニ

出テタル

モ 向

1

推

測

=(2)  $\mathbb{H}$ 本 額 滿 変ア 邦 對 1 同 伊 向 ĺ 額 ケ 輸出 或 買 間 キ旨内話シ置ケリ 付 求 二對シ保證金ヲ交付 ヲ爲スコト 償 ノ問 題 關 ハ 輸入品目 我 方ニテ ス ル 力 選定 伊 如 キコ 國 二關 買 1 行 シ相 E 考 希

> <u>교</u>(3) 支那 北支及中支ニ於テ何等適當 許 情 地ヨ 當 件ニ付テハ旣ニ御考究ノコ 何 1 ナ 二承諾シ差支ナキカ如シ(尤モ我方買付額 ノ完了ヲ待ツ迄モナク大體ノ御見込ヲ以 テ買付額ヲ調節シ得ル條項存スルニ付我方輸入品目 ヲ約スルモ實行上左シタル支障ヲ生スヘシト 發明ヲ有スルニ鑑ミ此 工 エ ルヘシ) 尙協定ノ當事國トシテ .權買收ノ支佛ヲモ算入スル旨 ス殊ニ伊案(往電第一 業二於テ優秀ナル ニ依リテハ *)* \ ヲ 市場 同 ij 困 我方二御異議ナキ所ト諒解ス 紛爭 ·銳意國i デア 並二 開 ル ル 拓 將來之ヲ北支ニ擴 或 內產業發達助 ヘシト 經 柄トシテ本邦産業ニ ニ努力シ 濟 制 推 技術ヲ有シ又特殊 裁 察ス ノ際年額二、 五七號)ニ依レハ當事國双方ニ 其 經 1 ノ對支貿易 成二 チ ル 驗二 1 ル 處 推 張スル 努力シ居リ本邦 伊 利 ノ明文ヲ設・ H 鑑ミ自給 察ス 權 ル 阈 滿 一利 處其 三千萬圓 ヲ */*\ 伊 .... ヲ 一 用 ル コトモ考 飛 總 新兵器 處伊 テ伊 シ得 國 ブ運 行機 體卜 自足 額 シクル 側 ノ 勘 対ニ 咸 用 案ヲ原則 程 *ا*ر 億 定ニ 許 コト 度 看 想像セ キ各種 强 1 7 十年 成績如 容 得 做 經濟 自 \_ 1) ノ買付 ル 化 選定 ス 必 *)* \ ス 動 ラ 於 見 來 ル シ コ 要 特 的 ラ 伊

越

大体輸出

入均衡ヲ得居ル處昨年支那事變勃發ト

ク何等 依レ 携政策ニ成功ヲ收メシムル 期待シ難カルヘキモ之ト同時ニ英米資本ノ對支發展 地 難シ依テ以上ノ諸點御留意ノ上本件ニ關 現狀ニ應へ技術ノ供給ヲ主トシ恐ラク纒マリタル投資ヲ 基クモノナリト言フ唯伊國ノ對支開發參加 キヲ以テ慰撫抑制シ居ル實情ニシテ爲替大臣 聲アルモ政 列强ヲ本邦トノ協調ニ向 モナリ今後對支政策遂行上或程度英米ヲ牽制シ將來或 盤ヲ失フノ懸念アリ從テ國內實業家ノ間ニハ ハ商務官ヲ上海 壓迫ヲ蒙ムル危險ナク寧ロ伊國ヲシテ其ノ對日 路府ハ 將 ヨリ 來日本トノ提携ニ依 東京へ移シタルハ コトハ英米ニ對スル實物教 **ノ**ヽ シムル端緒トナルヤ ij スル伊國 以上、 何ト *)* \ 其 一ノ方針 ノ財政 カ爲シ得 相當不滿 ノ内話ニ 側 Ė 測 ジノ希 ブ如 ij 提

程 ラス日本ノ分前ヲ尊重シテ話合ヲ進メタキ意嚮ヲ有シ居 伊側ハ日本品 ト不可能ナラサルヘシ唯問題ハ人絹及同製品ナル ムル 治的考慮ト ヲ有セサルモ要スルニ通商上ノ現實ノ利害ト國交上ノ政 タル次第ニアラサルヲ以テ明 存セサルニアラサルヘシ本問題ニ付テハ特ニ研究ヲ遂 争ヲ見ル形勢ニアル模様ナルモ其 及ニ於テハ我商品ノ失ヒタル市場囘復ノ爲伊國品 ヲ求ムルコト必スシモ不可能ニアラサルヘク又例 ル様推測セラルル位ナレハ我方ノ態度次第ニテハ妥協 織物ニ付テモ同様ナルヘク又米國ニ於ケル 度ノ 割合ハ極メテ僅少ニ付我方ヨリ妥協的 、協調望マシク米國印 間二適當 ノ優越ナル 調 地位ヲ否認セントスル 度向 和點ヲ見出ス樣當業者ヲ指導 (確) ケ帽子、 )ナル意見ヲ立ツル ブ間多少手加減 印 伊國生 ||度方| 態度ヲ示 モ 面 絲 ノ餘地 ノニア 1 向 、ハ埃 材料 ・ノ競 キ ス ケ毛 占 處 コ

、場合トハ趣ヲ異ニシ絕對ニ話合出來サル タルモノニアラス暹羅 ノ上損失ヲ避クル カ之ト 問 六、使節ヲ初 モ滿洲國 1] 務ヲ有スル爲本邦滯在ハ長期ニ亘ラサ 就テハ |側ニ於テ豫メ案文ヲ檢討シ置カレ出 日 メ 滿伊通商協定ノミナラス滿伊 行中ノ多數 グノ者 ハ 何レモ jν 本國ニ重要ナル 通 コ 商 -[來得レ 條約 ヲ希望シ居 一付テ

東

**=**(4)

望ニ相

當

ノ滿足ヲ與ヘラルル

様致度シ

御

來

示

う御

趣旨

「コンテイ」ニモ内話シ置キタル

第三國市場ニ於ケル協調問題ニ關シテハ貴電第

一〇八號

セラレンコトヲ切望ス

於ケル

日伊造船業者ノ競争

ハ双方相談

題ナリトシ

テ撥付クル

*)* \

策

ノ得

テモ英國ト

二日本支持ノ態度ヲ明

確ニシタル結果此

プノ支那

於

デケル

以上 御手配 二最 ル 一ノ事 ク簡略ニシ實質的ニ交渉ノ效果ヲ擧ケ得ル様御配 後 アリ ノ修正ヲ施ス程度ニテ直ニ調 ·情ナルニ依リ歡迎等ハ禮ヲ失セサ 度キ旨特ニ「コンテイ」 ヨリ 節ス ル 依 ル程度ニテ成 頼アリ コトヲ得 夕 ij ル 慮 尙 樣

コト

ハ差支ナキモ議定書中ニ之ヲ

蚏

宗スル 個

コト

*ا*ر

困惑スハ

既存債務ヲ本協定中ニ包含セシムルコトハ

絕對ニ同意シ

難

京ニ於テ滿

洲

國

當局

ト大體

ノ商

議

ヲ行ヒ新京ニテ

*ا*ر

案文

松嶋

通

商

局

長

日

ij

對

伊

成

側

意見ヲ求

・メタ

ルニ

對シ先方

(イ) 條約 我方對

適 案二

地 域 ス

本國ニ

除外シ度クロ

工業所有權ニ

關シテ 甮

21 21 ル

々

場合ニ考慮スル 限リ屬領ハ之ヲ

ij

Ź

### 満伊通商会議録 (第 回

日

471

昭和

13年5月

11

 $\mathbf{H}$ 

所 時 三角 I 業俱樂部 日午後| 加 時

滿

伊

第

目

會

議

一、場 一、 日

二出

席者

本 側 松嶋 通商 局 長 Ш 形勅任事務官 千葉通商

局

課 长

洲 側 河野外務局第 科長

太利 側 マツトリー アンゼローネ 隱岐貿易科長 ディ・ファルコ

472

昭

和

13

年5月

12  $\mathbf{H}$ 

ボニベール

伊 滿

> 右ニ對シ我方ハ シト答フル處アリタリ 何等言及スル コト ナク先ツ右前 提トシテ 求

**債協定ノ形式ヲ採ラス淸算協定トスルコトニ異存ナキヤト** (骸ク) 望薄キヲ以テ求債協定ト致度シト答ヘタル 訊シタルニ對シ先方ハ清算協定ハ旣ニ經驗濟ミニテ成 ヲ以テ通商局 功 長

定ノ大方針ナル 我方トシテハ 個々 ヲ以テ右 ノ取引ニ付爲替取組ヲ避クル ハ到底同意シ難シト -應酬 コ 伊 1 國 ハ 旣 側

當日程中ニハ明十二日 ノ再考ヲ促シタル處先方之ヲ承諾シ散會 般討 議ヲ行フコ 1 1 ナリ

扂

ル

處

合ニ依リ之ヲ取止メタリ

日満伊通商会議録 第

日滿伊 間第二 囘

H 時 Ŧī. 月十二日午後三時

出席者

場

所

工

業俱樂部

H 本側 松嶋通商局長、 Ш 形勅任事務官、 千葉通商

局第三課長、 新納同第 二課長

河野外務局第一科長、 內田總 務

滿洲

側

隱岐貿易科長、 始關特產科長

伊太利側 マットリー、アンゼローネ、ディ・ファル

コ、ボニベール

議 事

一、松嶋通 商局長ヨリ伊太利側ニ對シ

(イ)協定ノ適用區域ニ關シ若シ「リビヤ」ニ對スル我方輸 出ヲ何等カノ方法ニテ確保シ得ルニ於テハ屬地ヲ包含

セサ ルコトトスルモ差支ナク

(口) 特許權ニ關シテハ滿獨協定ニ近キ趣旨ニテ約束ヲ爲ス

コ ートト セハ可ナリ

(ハ) 旣往 ĺ ス」スルカ又ハ成立スヘキ協定ニ依リ貿易金額ト 債 務ニ關シテハ 日 本 ノ凍結資金十六萬圓 ヲ

協定ト別途ニ考慮スルコトトシ差支ナシ

別ニ右ノ額丈ケ日本品ヲ買フコトトスルニ於テハ

*7* \

ト告ケタル 處之ニ對シ伊 太利 側

(イニ付テハ日本ニ不利ト ナラサル様保障方本國ニ請訓ス

(口)

ク

こ付テハ前囘ニモ 申 述  $\overline{\phantom{a}}$ タ ル通リ個々ノ場合ニ考慮ス

ル コトトシ度ク

廳參事官

ハニ付テハ凍結債權 問 題 *)* \ 本協定以外 ラ別 ノ方法ニテ

解決スルコトト致度シト

ト答フル所アリ タリ

三、清算協定トスルコトニ付テハ先方ハ依然過去ノ實情 日 1]

シテ應諾スルヲ得スト

ノ態度ヲ强硬ニ持シ居

三前記ノ通リ「リビヤ」ニ對スル我方ノ輸出保障ヲ取付 得 ル 前提ノ下ニ品目表ヲ提 示シタル 處先方ハ何 レ研究 ケ

對案ヲ提出スヘキ旨約シタリ

上

昭和13年5月25日 広田外務大臣宛(電報在伊国堀田大使より

473

清算協定方式に対する伊国側反対への対応振

本

難

ハ想像以

上ノモノアリテ之カ爲ニ絕エス煩雜ナル

外交

## りにつき意見具申

ローマ 5月25日後発

本 省 5月25日夜着

貴電第一 第二三五 專 御來示ノ次第係官ヲシテ外務省ニ申入レシメタル處使節 定ヲ主 ル 基キ清算協定ノ採用ニハ 三對 趣ナリ 次第二ハアラサルモ主管官廳タル爲替省ハ過去ノ經驗 スル 張セラル Ŧi. 、就テハ當館ヨリ 八號二關 囘訓ニ付テハ伊側態度未タ確定的ニ決定シ居 ル 理 シ 由 (日滿伊間貿易協定ニ關 御 伊 囘電ヲ請 相當强硬ナル反對意見ヲ有 側二說明 ノ参考トシテ清算協 スル 件 ス

當 伊側反對 同 百 以 要スルモノアル 協 テ理 國 ノ要ナク且本邦カ入超トナリ居ル國ヲ牽制シ得 モ清算協定ト求償協定ノ利害ニ關シテハ 係 定ハ 官 論 實際ニハ技術上多大ノ困難ヲ件ヒ(瑞 7ノ理由  $\exists$ 上 1) 應巧妙ナル方法ナリト ・聽キタル カ如シ卽チ淸算協定ニ依 ニ付テハ 說明二依 未夕明確ナル説明ヲ受ケ居 V *)* \ 清算協定實施 ノ印象ヲ受クヘキ ル Ĩ, 愼重ノ考量 キハ爲替手 西在 F 丰 ラサ 任 闲 中 T ヲ ヲ

> 處此 ルモ リト 上 トシテ常ニ輸入超過國カ相手國ニ對シ殆ト命令的 モ 同 ノ交渉ヲ必要トスル由 而モ三、 一國ト伊國トノ ノ技術上ノ困難 )恐ラク伊側ノ 四 月毎ニ必ス面倒ナル交渉 清算貿易ハ 反對理由モ茲ニアルモ ラ別トスルモ求償貿易ニ個 又在 當地 極メテ好成績ト認メラレ 瑞 典公使 ラー生 ラト ラ内 スル 有 推 話 察スル 實情 ノ優勢 依 缺 點 ナ ル

質及價格等ニ鑑ミ本邦ノ伊國品購入ニ比シ容易且迅速ナ滿伊ノ貿易ニ當嵌メ考フルニ伊國ノ輸入ハ買付品目ノ性ナル地位ラ占ムルモノナルコトニ留意スルヲ要ス之ヲ日

とヲ余キ导へク衣テ尹則カ强テ京案ヲ主長スレ場合ニハ之ヲ余キ导へク衣テ尹則カ强テ京案ヲ主長スレ場合ニハ念濃厚ナリ右ノ如キ不便ハ伊國案ヲ採用スルコトニ依リ益ナル條件ヲ忍ヒテモ伊國品買付ヲ取急クコトトナル懸従テ我方ハ輸入セサレハ代金ヲ囘收シ得サル關係上不利ルヘキヲ以テ我方買付ハ動モスレハ後レ勝且受身トナリルヘキヲ以テ我方買付ハ動モスレハ後レ勝且受身トナリルへキヲ以テ我方買付ハ動モスレハ後レ勝且受身トナリ

之ヲ除キ得ヘク依 ラル是等ノ點ハ旣ニ充分御考究相成 或ハ之ヲ受諾スルコト却テ我方ニ有利ナル テ伊側 カ强テ原案ヲ主 ij タル 張 カ 儀 ス 1 ル 如ク思考セ ・存スル 場 合ニハ Ŧ

爲念卑見申進ス

昭和 13年5月27日 宇垣外務大臣宛(電報在伊国堀田大使より

# 清算協定方式への反対理由につき伊国為替大

臣説明について

記 通商局作 成、 作 |成月日 示

付

協定方式をめぐる伊 |国側との応酬経緯

口

1

マ

5 月 27

日後

発

本 省 5月28日前

往電第二三五 號 關

多數ノ國ト清算協定ヲ締結シタル 二十五日爲替大臣ト懇談シタル ニアラスシテ偏ニ實際ノ經驗ニ基クモ 定ニ反對スル ハ何等自國 プ利 益ヲ計ル 處同 カ其 大臣 意圖 ノナリ ノ實行ニハ *)* \ 伊 Ξ 伊 出 國 國 |側カ清算協 テ 絕 Ź ハ 工 可 ル ス ナリ E 丽

倒

問題ヲ惹起シ隣接ノ場合ニハ双方ノ係官專門家

或

ハ

斯 1

依 刺

コト

ヲ得ス到底圓滑 清算協定ヲ締結

テル シタ

說明

趣旨

11

直ニ本國政府へ傳達スヘキ旨答へ置キタリ

ヲ

期 1

シ難 ノ間ニ

現

伊 ル 便法ニ

國

*)* \

伯

西 ル

爾

1

ル 運 會合二依 ナル交渉

1)

何

力取

纒

メ行

ジクコト

- ヲ得

ル

モ

遠

隔

ノ地

ニア

新二 ク 始末ナリ伊 ス 求償協定ニ 清算協定ニ失敗シ求償協定ニ移リ行クヲ コンチ」 兩 :國間淸算協定ノ實績面白 結フコト 如ク實際ノ 國 變更スルコトト ノミナラス歐洲 ハ 運用 如何ニスル 不 可能ナルコト明白ナル協定ヲ日 ナレリ佛 モ承諾シ兼ネル次第ナル 各國 [カラサ 實例ニ 伊 ル爲最近之ヲ *ا*ر 隣接國 徴 般 ス ノ趨勢トス斯 ルニ ナ Ĵ 何 本 レ セ 拘 Ŧ ル

テハ求償貿易ヲ採用スルト共ニ日本側ノ希望ヲ參酌シ纒 使節ニ對シテハ右ノ事情ヲ詳細説明シ 原(則)ト 付

\_ IJ 付 タル取引(例へハ滿洲國ヨリ 對 ノ物々交換ノ契約ニ依 ノ自動車註文ノ場合ノ如キ ルコトトスル案ヲ日本政

實行 側 與 ル 此 府 カ清算協定ヲ主張 ラレ 付日本政府ニ於テモ此 提出スル様訓電方取計ヒ置キタリ右伊 上 木 難 困 ラ排 ン コト 難 除 7 1) 切望二堪工 ス ル 1 アヨ目的 セ ス ル 11 考究 *)* \ 相 スト申 ノ實情ヲ了解セラレ速ニ同 トシ全ク他意アル次第ニアラサ ノ要ア 當 理 述へ 由 ル 夕 コ 7 ノリ依 1 ル ·勿論 コ 咸 でテ本使 1 [側對案 ナ ĺ 考フル *)* \ 實際 付 ...意ヲ 御 Ŧ 本

付 記

Ŧ 用 ル

殆ト實施不可

能

狀態トナリ六箇月後ニハ之ヲ廢棄シテ

長モ

大体我方案ヲ承諾

(1)

H

伊

國

基礎ニ於テ双方トモ重要品

億七千萬

外

柏

面

接清算協定受諾

方 グヲ申

入

V

シ

4

ル

コ

セ

1]

協定品目以

外

商品

ニ付テハ各現行制度ニ從ヒ之カ輸

リラ 滿

輸入豫定額

ヲ定メ右ハ全部清算

依

ル

コ

モ種 替手當 ラサル 當スル 上多大ノ不利アル 1) 成 伊 二徴シ贊 右案ニ基キ交渉ヲ開始シタル處先方ハ從來 計手段ヲ要スル等ノ 當及之ニ基ク輸入計 由ニ爲替取組ヲ許ス案ナルヲ以テ我方ニ於テハ 案ヲ提議シ 輸 F 國 入ヲ 連 Þ 側 折 Ŀ 一帯シテ同 H ノ要ナキ清算協定案ヲ作成シ置キ *)* \ 日滿 豫 衝 成シ難シト 滿 時停止 ・來リ テ在 ヲ重ネ 兩 ブ伊 或 g 額 伊 コスル 堀 タル結果五 ル 定品 缺 對スル ミナラス又貿易萎縮ヲ導 伊 頑 力 田 畫 點ア 固 ノ 右 國 大使 コトトナリ居リ我方輸入品 關 品 伊 目 出 伊 ル 係 國案ハ買過キタ ヲ通シ一 ヲ以テ 輸入ヲ許スヘキ旨ノ 輸入割當ヲ留保シ之ニ日 月二十日ニ至リ 或 超 上 到 |原案ヲ主張 關係ヲ抛棄シ且 底應諾シ得 關係省トモ協議 億五千萬 經濟使節團 シテ譲 ル 他 ク惧  $\wedge$ ーコンチ」 道鎖ナル: キモノニア リラ 國 方 輸入爲替手 ラサ 1 アリ 目 求償協定 ||來朝後 ノ經驗 ノ上 他 ij 文自 關 二 方 滿 專 シ 爲 統 係 相  $\exists$ 兩

> (11) 協定ノ效 入ヲ許 右注文ト ス 同 力發生後直ニ コ .時二 外貨ヲ以 H 本ヨリ約千 テ二百五十 -萬圓 -萬圓 ヲ 伊 注文ヲ發シ

滿

伊

間

貿易協

定

關

ス

ル

件

要スル 來リタルモ右ハ 趣ヲ以テ伊國原案ニ多少ノ修正 於テハ依然清算協定 トニ付本國 一伊本國 Ξ |政府ノ反對 請 、我方ニ於テ到底承認シ得ルモノニアラス。 訓方約シタル ア形式 ハ 承認シ難キ旨 カ二十六日ニ至リ ラ加 タ ル Ŧ 囘 訓 ヲ 本 提議シ 來 國 IJ 政

夕 府

二

コ

濟スル 與シ伊

太利

/١

四

[ケ月乃至六ケ月ノ後之ヲ外貨ヲ以

テ返

太

利

貸

ル

居リ且 府ニ 對シ } 期 請訓シタル位ナレバ今一 本國 得シ得 支拂、 ノ方法ニ於テモ使節團 電報方ヲ申入ル ル ラ以 テ五月 一十 息伊本國 ル Ł 1 共ニ H 自身ニ於テ同意シ本國 再 |應團 堀 ヲ 押セバ受諾 田 大使 長 コン 對シ自 ロスル チ 氏 Ŧ 政 ラ

使節

專

1

我方トノ

間ニ

ハ

旣二品目、

價額ニ於テ意見一致シ

ハーニ懸ツテ支拂ノ方法ニ存ス

475 昭 和 13 年 5月 30 H 宇在垣伊 5外務大臣宛(5国堀田大使) (電報 より

643

# 清算協定方式を回避し伊国側と妥協点を見出

## すべき旨具申

口 ] マ 5月31日前着 5 月 30 日後発

本

省

第二三九

貴電第一六三號及第一六四號ニ關シ(日滿伊貿易協定ノ件) □彼我主張ノ相違ハ淸算協定ヲ支障ナク運用スルコト可 上ノ困 難ク依テ此ノ點ヲ確カムル爲主管省係官ニ淸算協定實施 テ將來ノ國交ニ面白カラサル影響ヲ及ホス惧ナキヲ保シ ト不可能ナルヘキカト思ハルルモ右係官ノ說明ヲ得レハ 質ニ依リ異ルノミナラス全ク豫見スルコトヲ得サル 右入手次第電報スヘシ(實施上 シ若シ右說明ノ通リナリトセハ斯ル協定ヲ締結セル爲却 大同小異ノ手續ノ煩雜ト言フ程度ノモノニアラサル テ改訂ノ餘儀ナキニ至ルヘク之ヲ求償貿易ニ比較シ單ニ 電第二三六號) 殆ト實施不可能ニ陷リ數箇月ヲ出テスシ ナリヤノ一點ニ歸着スル處爲替大臣ノ說明ニ依レハ(往 、態樣ヲ示ス由ニテ恐ラク一概ニ之ヲ明瞭ナラシ 難ニ關スル詳細ノ具體的說明ヲ求メ置キタルニ付 一ノ困 難 二 個 々ノ取引 ンムル 力如 種 ノ性 コ 々 能

點ヲ見出スコト或ハ一案カト思考ス

鑑ミ協定ノ原則ニ拘泥セス上述ノ方式ヲ基礎トシテ妥協 伊國側 少クトモ大體ノ見込ヲ立テ得ヘシ) ヲ囘避スルハ伊國獨逸ノミナラス歐米一般ノ趨勢ナルニ セラレタルモノト認ムヘキカ如シ運用困難ノ爲清算協定 セス求償貿易ニ對シ我方ノ不便トスル所ハ實際上略排除 總テ此ノ方法ニ依ルコトトナリ從テ爲替手當ノ必要モ 二付日滿伊貿易ノ大部分ヲ占ムヘキ我方ノ軍需品買付 濟方法ヲ採用セル契約ニ依ルコトヲ得ル途開 ノ對案ニ依レハ個々ノ取引ニ付テハ物々交換ノ決 カレ居 ル

三本來伊國側ニ於テハ一對一ノ對日貿易ニ難色アリタル 後段 切り漸ク之ヲ受諾スルニ至リタルモノナル處今次ノ經濟 トシテ日本側ニモ不滿アル筈ナシトノ意見ヲ相當强ク主 慮ヲ根本義トセル 使節團ニ對シ政府ノ與ヘタル訓令モ日伊國交ノ政治的考 日伊親善政策ノ立場ヨリ主管省係官及當業者ノ反對ヲ押 張セリ)外務大臣、爲替大臣等ニ懇談ノ結果政府ニ於テ (一〇對五ノ比率ナレハ日獨間ノ協定ニ比シ有利 )從テ伊國側ニ於テ通商上ノ多少ノ損益ノ爲協定不 モノト推測セラレ (往電第 七三號( ノ條件 Ŧ

由

爲替相場

變動

二淵源スルモ

ナル

ヲ以テ右困

難

ラ成

解 調 一先立チ 來 东 取敢 如キ 技術的問 直接主管ノ爲替大臣ニ面 措置ニ出 [題二屬 ツヘシトハ スルル 次第ナ íν 會 二 付 ノ Ŀ 政 唯 治的交涉 御 電 我見 訓

ヲ

Ż

力

考ヘラレ

ス

彼

ル

比

趣旨ニ

依

リ說得ヲ試ムヘシ

### 昭和 う伊国為替大臣要望について 清算協定方式に固執せず妥協案に同意するよ 13年5月 31 宇在垣伊 外国 パ務大臣宛( (電報

476

口 1 7 5 月 31 日前発

早

1 生 サ

本 省 5 月 31 日後

第二四

[○號

(至急

貴電第 ()三十日爲替大臣 處爲替大臣 所ヲ了解セラレ 依 讓 步 ル 六六號ニ關 出 コ 1 | 來スト 一八日本カ清算協定ニ無經驗ナル ヲ 認 ムへ 三面 コトナラハ兎モ角原則トシテ清算協定 サ シ キモ本協定ニ伴 ル 接シ清算協定案受諾方ヲ懇談 (日滿伊間貿易協定ノ件 11 誠 遺憾ナル フ各 Ŧ 種  $\mathbb{H}$ 為伊國 本 一側ニテ 困 難 侧 シ 多 タ ブ言 ク 步 ル

> 本側 替相 ナキ爲標準トシテ不適當ナル 較的  $\wedge$ 速 ノ ル  $\wedge$ 本國政 場ニ 餘地ヲ少カラシムル ク 物 ク少クス 使節ニ訓令スヘキニ依リ此 同意ヲ得度キ旨述ヘタルニ付テハ右 對 安定セル 依 々交換二依 府二取次クヘキ旨答へ置キ ルコトヲ避ケ又第二點トシテ個 個別的 ル 米貨弗ヲ以テ精算 爲先ツ第 ノ物 リ夫々個別的ニ決濟シ(爲替 様致度ク右 々決濟) 點トシテ金純分ヲ基 由上 ノ妥協案ニ對シ是非共日 清算協定二依 ノ標準(磅貨ハ -シ圓對 ノ趣旨ニテ タ ロマノ ハ當方ヨリ 1) 取引 É コン 1] 礎 , 變動常 木 ヲ トシテ 要セ 難 ヲ 成 Ŧ テ 發 爲

ル

付伊 法二依 尚爲替大臣ハ本協定ノ 充分了解ナキ フ 遠 1] ノ介在スル場合之カ決濟ハ想像ダモ及ハサル程複雜ト 人カ完全ナル支拂ヲ得ラレサ 隔ニテ而モー 其 力 國 如 ノ解決ハ |側ニテモ原則トシテ前記 丰 ル ・單純ナ 場 合 発ント ヤニ認 21 一國間ニアラス日滿伊三國ニ亘 尙更 ĺ 問 木可 メラル 題ニアラス日本ニ於テハ 困 コトニテ 能 「難ハ爲替變動ニ基キ ル 1 Ŧ 斷言シ差支ナク又當事 ル點ニアリ殊ニ第 右 Н 1本側 如 單 ク抂ケテ清算協定 强 三手 テ 續 ノ主 一ル決算 其 何 1時迄モ 煩 張 () 點未 近ナル 一國貨 雜 1 或 方 カ + 商

的 依 決濟 ル コ 1 ・ヲ受諾 日 [本側 ス 二反對 ル モ 弗 プラ清 テ カル 算 標準 丰 コト 1 勿論 ス ル ナ コ ル 1 個 別

、無條件ニテ承諾セラレ度キ旨特ニ附言强調セリ

節

団と満州国側との非公式会談開催について

477

本 省 6月6日夜着

,

第三七九

取 リ一、右カ新興滿洲國 ヲ夫々別箇ニ締結セントス 行ヒタル リ三浦  $\mathcal{H}$ 事情 纒 日 正午 4 ル ニ應シ變更ヲ要スル 處先ツ 理 黑 對伊經濟委員(滿 由  $\mathbb{H}$ 茁 ナキ旨 伊 席 側 伊經濟使節 反覆 日 1] 滿 說明 策 側關係官民ヨリ 通商 側 Ż ル が理由 ル 力修好 t .團卜會食後非公式初會談 航 コト三、恆久性ア ル 七 海條約ト ヲ尋ネタルニ對シ滿 條約 伊 側 ۱. ا *)* \ 組織 從 ラー 通商航海條約 來 筃 ス、 ル 慣 修好條約 ノ條約ニ 例 當 通 側 館 1]  $\exists$ 1 ヲ  $\exists$ 

兩者ヲ

括シ

箇

條約タラシ

ンムル

コト

j

極力主張シテ讓

ラス結局後日ノ正式會議ニ於テ再討議ヲ行フコトトシ五時

散會セリ

議二入リ 尙滿測トシテ 適當 ۱ 右形式 時 機 ヲ見計ヒ之ヲ再 ラー 應中 止 シ Ě Ħ. 程スル H 日 1] コト 協定 1 細 セ Ħ ル 趣 討

ナリ

昭和13年6月9日 宇垣外務大臣宛(電報)

478

満伊修好通商航海条約案の細目に関する満伊

協議の状況について

新 京 6月9日後発

本 省 6月9日夜差

第三八九號

往電第三七九號ニ關

於ケル 處 1 六日第 伊 政治的折衝ニ讓リ協定細目 スヘキヤ否ヤノ點ヲ「コンテイ」 側 決定案ニ對シ其  $\exists$ ij (一) 囘正式交渉ニ入リ先ツ冒頭往電 條約全文 後行 滿洲國政府及伊國 ジ審 Y タル變更箇 議二入リ滿側 專 長 /通リー 所 星 政 野 ニ付說明 府 總務長官間 日 ij 筃 } 東京 條約 ァ セ ル

訓令次第ニテ來京調印

趣ナリ委細公信

尙

コンテ

1

專

長等ハ

豫定ノ通

リ十

Ħ

離

京

ス

ル

Ŧ

479

昭

和

13 年

6

月

13

 $\mathbf{H}$ 

宇垣外務大臣宛(電)

旨申 括 見ノ提出 定ヲ詳 キ ル 本國政 コ 商 具體的二例 1 刻之カ妥協點發見 趣申 Ξ 1 航海二關 入國 對シ其 個 出テタル 1 下述へ 府ヨリ九日 細二 洲 セ ノ條約ニ ル上 ア ij タルニ付 ス 關シ最惠國 皇帝及伊 スル規定、 ノ眞意本國ニ照會中 示シ以テ 處伊 タル 右□及三ヲ承認シ□及四 ル 取纒メ第一章修好ニ關 コ 國 力結局 1 ノ爲會議開催セル 調印 例 國 側 (四) 應散會, バ (四) 外 日 |待遇ヲ認ムル 咸 第三章例外事項ニ |滿共同 ヲ當分延期スヘキ旨 七 ブ主 範  $\exists$ エ セ 韋 第二 ナル ラ明 1] 張 防 チオピア」 ヲ 衛等ニ が固執セ コト三 = 確ニス ヲ 囘 以 ア原 スル 會議ニ於テ滿側 「コンテイ」 テ如 關 關 規定、 ルニ スル ル 案 船 ス ル 何 コト等修正 舶 ノ訓令ア ノ儘ト トモ 付八 規定トスル 例 外規 第 關 本國 專 日 致シ難 ス ij ・度キ 章 ノタ 定 ル 長 */*\ 夕 通 意 規 ヲ

側

テ

# 況に鑑み同国案を基礎として妥協すべき旨意

ヲ

或

王

皇

帝

1

ス

ル

コ

第二六二

本  $\Box$ 

省 マ

6 6

月 月

13 13

H 日前

後

1

発

一 十 貴電第 日爲替大臣ヲ往訪 七五 號及第 七八號ニ シー 時 關 間 **|**餘二旦 が(日 滿 |リテ本邦案採| 伊貿易協定ノ 用 件 方

府機關 シタル次第ナルカ今次日本提案 通 E、)ハ銀行トハ全然異ナリ爲替管理制度ノ運用 矛盾シ到底受諾 ヲ懇談シタル處爲替大臣 專ラ外國爲替及清算 日本側希望通 銀行業務ヲ營ム權限 ノ希望ニ副 (為替大臣カ同時ニ其 ハンコトヲ努メ其 1) 、餘地ナシ卽チ外國貿易局 ^原則トシテ淸算協定ニ依ル ナキ ノ事務 *)* \ 伊 *)* \ ノ總裁ナリ)ニシテ其 勿論又之ヲ附與スヘキ性質 ラ統 國 ハ伊國 ノ根本方針スラモ變更シ 側 一二アリテ割引等 ハ 大局 爲替管理 的見地ヨ Î コ 二當 1 Ŋ リ日 ご任 機 ・ヲ承諾 構 ル Ç 普 務 政 本 1

1 通銀行ニ委ヌ モノニアラス左レ ナ リ絶對 不可 ル 能 コ 1 ナ ij ハ *)* \ 伊 前 トテ清算協定ニ基ク割引業務 記統 國 案 11 Н ヲ 本 根 -力强 本 的 ヒテ清算協定 破 壞 ス ル コ ヲ普

### 伊 国 厠 がわが方提案を受諾する見込みなき状

害ヲ少ウスル樣研究作成シ之ナラハ何トカ運用シ得ルモ 依リ度シト -思ヒ居ル次第ナルニ付之ヲ基礎トシテ研究 ノ希望ナリシニ依リ從來ノ經 驗ニ鑑ミ之カ (ノ上伊 國 弊

次二弗貨ヲ標準トスル理 IJ 若シ日本政府ニ於テ右ニ依ルコトヲ困難トセラルル事情 使節團トノ話合ヲ進メラレ度シト述ヘタリ アラハ本件ハ根本的重大問題ニアラサルヲ以テ何等妥協 上ノ困難ヲ最少減度ニ止メントスルコトノ外他意ナキ コト及磅ヨリ安定セル弗ニ依リ爲替相場變動ニ依ル決濟 ルヲ以テ恰モ弗ニ「リンク」シタル如キ結果トナリ 、途アルヘキニ付充分「コンチ」ト御話アリ度シト述 「リラ」貨ハ弗貨ト同様金純分ヲ基礎ニ安定セシメ居 由ニ付テハ往電第二 四〇 號 扂 ノ通 處 ル

、又清算制ヲ採用スル以上之ヲ兩國間貿易ノ一部分ノミニ 方ヨ 礎二置 限リ日本案第七條 徒ニ事ヲ複雜ナラシムニ過キス全部ヲ求償的清算 絕 リ觀ルモ セ ラ クコトトシ度ク日本案ニ反對ナル旨述ヘタリ ル ル 場 伊國側ヨリ場合ニ依リ自由品 合ヲ生 ノ如ク爲替ニ依ル自由貿易ヲ殘置スル スル 惧アリ却 テ不利ナル ノ輸入許 シ ジ基 可 我 ヲ

四

最後二日本側ニテハ

barter ノ字句ヲ用ヒ居ラルルモ右ハ

ナラス就テハ 阈 側 ノ最 初ヨリ主張シ居タル compensation privée 此 ノ點モ使節團ト御話セラルレハ妥結ニ

伊

前述ノ如ク日本提案ノ清算 底受諾ノ見込ナキ處伊側ハ旣ニ讓歩シテ清算協定ノ 「システム」 ハ伊側ニ於テ到 原 則

ヲ承諾シタル次第ニモアリ又其ノ他ノ諸點ハ使節

圍

二 1 **=**(3)

シ得へシト

述

ヘタリ

團ハ交渉ノ全權ヲ附與セラレ居ルニモ鑑ミ此ノ上 話合ニ依リ妥結シ得ヘシト認メラルルニ付テハ テ話合ヲ爲スハ徒ニ交渉ヲ紛糾セシムルノミナラス使節 兩 一ハ貴 地 地 於

二於テ伊國案ヲ基礎トシテ妥協方御努力相成樣致度シ

六、尚右話合ト關聯シ爲替大臣ハ日本側ハ日滿支間 税留保ノ規定ヲ本協定中ニ挿入スヘシトノ提議アリタル ノ特惠關

確立ニ至ルヘキカ斯テハ伊國ノ對支通商ヲ失ハシムル メ會議ヲ開キ討 旨在京大使館ヨリ電報ニ接シタルカ今外務省係官ヲモ集 .議シタルカ軈テハ全支ニ亘リ日本ノ勢力

Ŧ

等ノ情報ヲ有 之ニ同意シ得サル旨述ヘタルニ付本使ハ右ニ關シテハ ル ノニシテ右基礎ノ上ニ本協定ヲ作ルコト モ 帝國政府 セス從テ提案 ハ伊國ノ對支通商及權益ヲ尊重助成コソス ジ理 由等ハ充分之ヲ ハ意味ヲ爲サス 承 知セ 何

居

ル

次第ナ

í

カ獨逸ニ許與セラレタ

ル所伊國ニ

拒絕セラル

ニ讓歩スル

コト

能

ナル旨

述

夕

1]

尙

何等之ヲ阻害スル 意 昌 7 ル筈ナキ旨答 、置キ

夕

1]

昭和 13 年 6 月 29  $\mathbf{H}$ 宇垣外務大臣宛(電報在伊国堀田大使より

480

独伊 速やかに交渉妥結を図るべき旨意見具申 の態度変更は不可能であり求償原則に基い 削 の差別的 扱いに強い不満を抱く伊 国 7 側

> 使 ス

ル

計フヘシトノ

コトナリ

ź

力同

日夕刻

通

商

局

?係官本

明 願 國

記 昭 保局長より 和十三年六月二十八日付本問 河相 (達夫)情報部長宛公信警保局 (精 内務省警

付

国経済使節 団の言動に関する報告

 $\Box$ 

1

7

6

并 29

日後発

斯

ル

提案ナク

日本

ハ

途

三伊

國

案ヲ

峻拒

セ

ラレ

タ

ij

1

附

訪 外

中

'n

伊 辺

発乙第 H

五.

本 省 6 月 30 日前

第二八六號

問題 貴電第二〇一 一十八日 丰 樣懇談 ノ爲ニ交渉決裂シ兩國 チ シ 號 夕 T 二關 ル 處同 外 シ 外 相 (日滿伊貿易協定ニ關スル 相 面 「々交ニ暗影ヲ投スル 11 自分トシテモ 會御訓電 ノ趣旨 其 ヲ申入 點 カ如 件 ヲ心 7 レ 斯 コ 配  $\mathbb{R}$ ル

> 原案 度ク問題 H ル 本政府二 理 樣取 由 ナカ 原 則ヲ承認シテ協定ノ締結ヲ見ル樣是非 専門的事項ニ至リテハ 於テモ「コンチ」 ル  $\wedge$ ク 伊 國 侧 1 -シテ ヨリ . /\ 係官ヨリ 此 ノ說明ヲ聽取 點 ニニ不滿 直接 詳 ア 共再考ヲ セラレ伊 細二 ij 就 說 テ

行上ニ不便ヲ顧ミス淸算方式ヲ受諾シタル |ヲ來訪伊國トシテハ日本側 ノ强硬ナル主張ア モ Ī ナ ij ル 夕 ル 力 が始ン バ爲實

コ 1 } ヲ發見シ何故ニ伊國ニ對シテノミ之ヲ拒否セラ 時期ニ獨逸側ニ對シテハ求償方式ヲ受諾セラ ル レ 居ル ル 7

式ヲ受諾セリトノ說明ヲ受ケタル ヲ了解シ難 ク(對獨協定ニハ信用設置 力 伊 國 問 側 題 とアリ 對 ラシテ テ 水償 ۱ 何等 方

セ ij

シテ絕對的 式 木 的 **A**(2) 對シ ナ ヲ主張ス 難ナラシム 伊 ĺ 威 基礎 商工 カ 日本ヲ援助シ支那 一業者 ル ノ上ニ條約ヲ締結 \_ 一決定セ ク依テ伊 間 に二兎角 ル 次第 政 木可 ブ隙 府 1 ナ ス *)* \ ノ アル 通 伊 1) ル 1 戓 コ 商 -說明 1 原案ニ立 際更二獨逸二比 上 *)* \ 機 ラ申 政 シ此 府 會ヲ逸シ 一戻ツテ求償 ノ立 1 點 場 11 シ 差別 居 伊 ヲ更ニ 國 V 本 ル

使ノ質問ニ對シ求償方式サヘ受諾セラルレハ伊國側トシテ

伊國政府ノ態度ハ上述ノ通リ頗ル强硬ナルモノアリテ到ハ一對一ノ原則ニハ異議ナキ旨確答シタリ

ち・ノカル・(計画を写い上ぶり置けり)三、ノーニを見らい夫々長短ハアルヘキモ一對一ノ求償原則ニハ變化ナキ次

再考ノ意思ナキモノト認メラル

就テハ清算、

求償兩方式ニ

底

ナルニ反シ伊國ノ輸入ハ農産物其ノ他伊國産業ニ必要ナル第ナルヲ以テ(伊國係官ハ日本ノ買付カ主トシテ工業製品

ナシト思考スト述へ居レリ)伊國側ノ主張ヲ認メ急速協定ルヘク此ノ點ニ觀ルモ日本側ニ於テ何等危惧セラルル理由原料ニテ直ニ商談成立シ先ツ爲替手當ヲ要スルハ伊國側ナ

來ニ不快ナル氣分ヲ貽ササル様御再考アランコト切望ニ堪ヲ成立セシメ「コンチ」使節ノ使命ヲ全フセシメ國交ノ將

(付 記) ヘス

警保局外發乙第四五號

接受日不明

昭和十三年六月二十八日

外務省情報部長殿

內務省警保局長

伊太利經濟使節團ノ言動ニ關スル件

ノ如キ聞込アリタルニ付右何等御參考迄目下滯京中ノ訪日伊太利經濟使節團ノ言動ニ關シ別紙記

(別 紙)

伊太利經濟使節團

ノ言動

目下滯京中ノ伊經濟使節團ハ本邦トノ經濟交涉ニ關シ頗ル

不滿ノ感情ヲ抱キ駐日伊大使ハ此

ノ事情ヲ知リ

日伊國交

上ニ暗影ヲ投スルモノトシテ善處ニ努メ居ル趣ヲ聞知シ之

レガ内情ヲ内偵スルニ大要次ノ如シ

一、日本ハ伊太利ヨリ飛行機、爆撃機、トラツクヲ買取リ正

金ニテ巳ニ二百萬ポンドノ支拂ヲシテ居ル、今囘ノ交涉

二於テモ右ノ要望アリ且ツ代金支拂方法トシテ物ノ交換

ヲ求メラレタ、吾等ハ物ニヨツテハ差支無イ旨承諾シタ、

ス」「魚ノ罐詰」デアル重要軍器ニ代フルニ斯カル物ヲ以然ルニ其ノ交換物トシテ提示サレタノハ「トマトソウ

要トシナイ

使節團ハ本國ニ對シ日獨貿易ノ支拂關係ヲ照會シタル

モ

要トシナイ

テスルハー

種

ノ輕侮デアル「ソース」モ魚モ伊太利

ハ必

、吾等ハ何ノ爲メニ日本ヲ訪問シタノカ意味ヲナサズ失敗 使節團滿洲國訪問 シテ歸ラナケレバナラナイデアラウ此ノ失敗ハ明 等ガ歸國後ム首相ニ報告セバム首相ノ考ガ變ルデアラウ ル シテ承認シ正使ヲ派遣スルニ至タモノデアル然ル 文言ニ「 シ」ト云フ意味 ハ獨立國家ニ非ズ恐ラク條約ハ結ベナイデアラウ、 ノ協定ニ日本ノ同意ヲ要スルガ如キ正式文言ヲ使用 對スル態度ニ變化ヲ來セリト觀察シ居 協定ノ各 ノ事アリ、 ノ際經濟協定ヲ爲シタルニ其 「項ガ日本ニ於テ支障ナケレバ 伊太利ハ滿洲國ヲ獨立國家ト 差支ナ 契約 カニア 二 他 吾 ス 阈

一、伊太利船會社長コスリチガ親善使節トシテ來タ時會社 航路ヲ神戸横濱迄延長シタイ希望ヲ持テ遞信大臣ニ面 ウリチ大使ノ責任デアル時期尚早デアツタノダ 會

家 稱シテ斷ツタ、 ヲ求メタ際多忙ト云フテ拒 ハ何レ 洲 三旅行不在ト云ハレ 、國ニ行テ大臣ニ面會ヲ求メテモ拒絕サレタ例 更ニ四、 夕 五日後面會ヲ求メタルニ大臣 ·ソウダ ダ 週間後又申込ダ處病氣 コスリチ程 ノ勢力 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ ŀ

> リチハ憤慨シテ上 ヲ求メルナラバ 無イ、  $\exists$ 本ノ /船會社、 僅カ十五分間ニシテ面會ガ出 海二 渡タト云フ事ダ日本 ラ社 長ガ伊太利ニ來テ大臣 ノ伊太利 來 コス 面

?扱ヲスルモノトシテ憤慨シ、

日本ハ英伊協定後伊

太 ヲ

如ク其

(ノ囘答トシテ正金支拂

ノ事實ヲ

知 ij 獨

伊

*ا*ر

スル 考ハ判ラナイ

一、親善使節團パウリチガ東京 ダ、 持 ハー人モパウリチヲ歡迎スル態度ヲトル者ハ無カツタ相 テ居タノニ忙シイト云フテ出テ行タソウダ 殊二總長ハパウリチガ學校ノ中ヲ見學シタイ希望ヲ (ジー帝) 國大學ヲ訪問 シ タ時學 生

昭和13年7月5

481

## 日満伊貿易協定に関する情報部発表

日 滿 伊三 一國間貿易協定ニ關スル 情 報部發表

(七月五 H

ル 或 ン 五. 意交渉ヲ重ネタル結果宇垣外務大臣、 チ 及滿洲 伊 月初旬伊國經濟使節團來朝以來日滿伊三國代表者間二 太利國政 團長ハ本日外務省ニ於テ 國ヲ他 府、 方トスル貿易及之ヨリ 日本國政府及滿洲 「伊太利國ヲ一方ト 國政 生スル 阮滿洲國大使及 (府間協定) 支拂ヲ規 -シ 日 一調印 律 コ 銳 本

ヲ了シタリ。

滯在 認識トハ終始協調ト 事者ノ熱意ト三國間ニ存スル友好關係ニ對スル タル本件交渉ハー行東京歸還迄一 且均衡ヲ計ルニ在リ、 伊太利國トノ 本協定ノ目的トスル處ハー ラ期 間ヲ割キ滿洲 間 ノ貿易ヲ一 互 讓 |國ヲ往訪シタル爲東京ニ於テ行 伊國經濟使節團 ノ精 對 方ニ於テ日滿 神トナリテ現 ノ求償 時持越サレタルモ交渉當 ハ極東ニ於ケル短期 ノ基 兩國ト他方ニ於テ バレ 礎ニ於テ増進 相 遂二妥結ヲ 互ノ深キ ジ レ

三國親善關係亦益敦厚ヲ加フヘキヲ信ス。 今後本協定ノ實施ニ依リ相互ノ經濟關係ハ愈々緊密トナリ 見ルニ至レ

ij

編 注 本文書は、昭和十三年十二月、外務省作成「外務省公

表集」第十七輯より抜粋。

昭和13年8月25日 宇垣外務大臣宛 宇垣外務大臣宛

482

# 日満伊貿易協定の締結に対する反響報告

機密第二九九號

(8月30日接受)

昭和十三年八月二十五日

在奉天

總領事 加藤 傳次郎

鈩

外務大臣 宇垣 一成殿

本年七月五日東京ニ於テ調印セラレ H 滿伊 通 商協定締結ニ 對 スル反響 ・タル 日 關 滿伊 ス ル 國 間 通 商

ハ一部有識者ニ於テハ滿洲國經濟界ヲ世界ニ一層認識セシ協定ノ反響ニ付キ奉天省警務廳情報ニ依レハ本協定ノ成立

メ極メテ有意義ナリトシ居レルモ商工業者ハ大ナル

期待

ラ

ル趣ナルカ右情報概要左記ノ通何等御參考迄報告申進ス止リ直チニ實質的效果ヲ見ルコトハ困難ナリト批評シ居レ有セス外人方面ニ於テハ本協定ノ締結ハ單ニ形式的存在ニ

記

奉天市

一、經濟界方面ノ影響

場 洲 日滿伊 威 11 昨 進 通商協定締結ニ伴フ經濟界ノ反響ヲ內 出 年獨逸卜通 ヲ見タル カ今囘 商條約ヲ締結シ滿洲經濟界 更二 伊 太利 1 通 過商條約 \_査ス アラ締結 世 ル 界 滿 市

・愈々世界的ニ經濟產業國家トシテ認メラレルニ至リ滿

善關

係

ラー

段ト深メタル感ヲ與へ本條約ニ依リ今後

運

ヒニ至リ

夕

ル

*)* \ 防

共

或

是

ヲ等シ

ク

ス

ル 友邦 條約締結 親善熱未

テ

有意義

ナ

感想 事象ト 1 直. 洲 1 待ヲ有セス從ツテ目 接恩惠ヲ受ケルカ知キコトナク商業界 通 二認識 特產 只 蹟ニ徴シ餘リニ期待ヲ懸ケル (´´´´´) 商 旺 如 ニ喜フヘキ 經濟界方 滿洲 盛ナル 、伊太利經濟界ヲ通シテ滿洲國 曩二伊太利親善使 慶賀二堪へ 何 結ヒ滿洲經濟界ノ世界市場 シテ認ムヘキモノ無シ *ا*ر 生物大豆 强化セラレ 因ル 國 セシムル 折 *7* \ 面 「柄更ニ 一ヲ輸出 モ 處ナルモ從來此種條約締結後二於ケル 獨逸二次キ伊太利ト ス 伊 政治的 タル 國 經濟使節團 下ノ ス 日 七從 節 ル IJ 使命 、機械類ヲ輸入シ滿 處直接影響ヲ受ケタル具体 程度ニ外ナラス 來滿 來 アリ 例 ヲ迎 ヲ得ス右 依 ノ進 トシテ本條約 ノ獨立ヲ一 以滿伊 間 徴 通商 方 シ — 出

大ナル 的 達 滿 テ充分消化セラレ積極的ニ  $\exists$ IJ ハ 洲 期 國 ノ輸入ヲ以テ足リ又特産物 對 待セラル 伊 太利 ルモ我國ニ 商 取 引 *ا*ر 諸外國ト 輸入スヘキ 旺 盛 モ日 1 ÷ 滿 ij 通 機 我 兩 商 械 國 或 ラ必要 類 產 間 業 H

於 本 發

面

般民間

ル ヤモ 知レ サ ル

七

般

商工業者ニハ直接

ノ恩惠尠

ħ

本條約ニ依リ大資本ヲ有スル貿易業者ハ相當恩惠ア

セス

同

.樣

通 商

條約 *)* \ 實 誠

ヲ見タ

ル

ル

洲國 條約

日

內 ij

2

般有識者方

層

世

締結 界人

1 商 助 - 滿洲國ヲ認メラレタル 條約 滿洲 國民ノ生産能力ヲ向 7 下ニ諸政完備シ建國理 ル時恰モ伊太利經濟使節 建國旣二六週年此 ハ 世 界二向 ツテ經濟國家ヲ認識セ 上シ國家經濟强化 モノニシテ今次締結セ 想ニ邁進シ其 間 專 友邦日本ノ絕大ナル 訪滿 ハ更ニ經 ノ實ヲ擧ケ ラ計 シメ延イテ ij 極 ル 濟 援 通 的 "

Ŧ シナ 滿伊通商 獨逸ト共ニ東亞ニ於ケル防共陣ニ寄與シタル ĺ モ昨 條約 年 伊 締結 太利 ハ *)* \ 滿洲 防 **洪協定、** 三經濟界 滿洲 プ躍 咸 進 ラ物 正 式 承認 語 ル

ル點ヲ國民ハ理解セサルヘカラスルヘク滿洲國ノ對外關係ノ飛躍發展ヲ認識セシメタオ神的表徴ニシテ之カ第三國ニ波及スル影響甚大ナ關係ヨリ今次ノ條約ハ經濟的利害關係ヲ超越シタル

3、外國人方面

1、時間周、弱感、サマリ、方式あま、時間周をない 待サルルカ如キ效果ハ擧ケ得サルヘシ 一人商業智識ニ薄ク滿洲國間ニ通商條約締結アルモ期

ノ效果ハ將來ノ問題ニシテ實質的效果ハナカルヘシ通商條約ト筋書通リニ事カ運ヒタルニ過キス本條約の、滿洲國ハ獨逸、伊太利ト防共協定、滿洲國承認、

營口市

一、反響

1、日本人側

リタルヲ祝福シ實業界ハ將來ニ對シ相當期待ヲ有シ居ニ携繫ヲ見ルニ至リ事變下ノ日滿國礎ハ益々强固トナー般ニ當然ノ歸結ト觀測シコレニ依テ日滿獨伊ハ完全

2

滿人側

レ

通商條約締結ニ關シ滿洲國ノ地位向上ヲ祝福シアルモ支那事變勃發以來各種流言ニ誑サレアルカ今囘日滿伊

付等云々スル者アリ嚴重視察取締中ナリ

部民間ニハ通商

ノ代償トシテ撫順、

鞍山

ヲ伊國ニ

3、外人側

在住外人側殊ニ伊國人並獨逸人ハ心カラ之ヲ祝福シ居

レリ

、感想

1、日本人側

イ、日人官公吏一般有力者

三國防共協定ニ關連シ今囘ノ通商協定ハ當然ノ歸結

口、經濟界

ニシテ慶祝ニ堪ヘス

「マグネサイド」及豚毛ヲ多量ニ輸出スルモノト觀ニ依レハ貿易額一億圓ナリト風說シ伊太利ハ機械類ニ依レハ貿易額一億圓ナリト風說シ伊太利ハ機械類ニなンハ貿易額一億圓ナリト風說シ伊太利ハ機械類の調整のである。

測シ特ニ豚毛ハ國內ニ豐富ニアリ廢物利用的ニ農民

654

以テ經濟界方面ニ於テハ相當樂觀期待シ得へシ 齎スヘク現在ノ滿伊貿易ハ一躍 ヲ獎勵シテ之ヲ輸出セハ農民ニ對シテモ一大福 億圓ニ飛躍スル 吾

ヲ F

濟

### 朝鮮人側

制 車ヲ掛クルト共ニ蔣政權側ノ企圖スル長期戰ヲモ索 (業) 獲ニシテ該通商ニ依リ本邦産業五ケ年計畫遂行上拍 滿伊通商調印 スルコト亦尠カラサルへ ハ二國間ノ親善大義ニ基ク國家的收

2、滿人側

## 官公吏及市民有力者

ル 今次日滿伊ノ通商條約ノ締結ハ英米佛蘇各國ニ 世界ノ大勢ヨリ當然ノ事ナリ ル共同戦線ヲ結成セルモノニシテ現狀保持國ニ對ス 現狀打破國 ノ强化ニ外ナラス 對 ス

口 經濟界

二相 今後農業立國 益スルコト尠カラサルト共ニ我カ産業五ケ年計 ノ滿洲國ト工業立國 ア伊 太利 1 相 互

モ愈進展ヲ見ルヘシ

ハ、一般民

ナルヘシ等ノ流言アルヲ以テ鋭意視察之カ防 港トナリ營口ハ完全ナル商港トシテ活動スル 償トシテ武器ヲ供給スヘシ或ハ右ニ關聯シ大連ハ軍 部ニハ撫順、 下級民ハ伊太利ニ對シテ深キ認識ナク先般伊太利經 :視察團來滿シ撫順其ノ他ノ各地ヲ視察シテ以卒 鞍山ヲ伊太利ニ交付シ伊太利 止 其 コ 分代 ヲ計

3 外人側

リツツアリ

イ、和蘭領事代理諾威副領事、 旗昌洋行主英人

## パースバル、フアーマー」ノ言

以テ我カ國モ大局的見地ヨリ タルモノト思料スルモ何レニシテモ一國テモ多ク斯 ヲ來シ在滿協定國人ニ與フル利益モ亦相當大ナル ル經濟協定ニ加入スル事ハ貿易ヲ增進シ國家 日滿伊ノ通商協定ノ調印ハ慶賀スヘシ今次通商協定 .斯ル經濟協定ヲ結ハム事ヲ希望ス 「ソ」聯ヲ目標トセル防共協定ニ基キ之ヲ强化シ 早急的 二滿洲國 日ヲ承認 **ぶノ隆盛** ヲ

口 貿易商獨逸人

## アレキサンダー、バイヤー」ノ言

今囘 伊太利ニ輸出シ「バーター」制ノ圓滑ヲ期スル 或 初 進モ期待シ得サルモ日本ノ加入ハ貿易ノ躍進ヲ必定 シ滿伊ノミノ通商協定ナルニ於テハ兩國間貿易 ナラシメ現在額 シテ經濟ヲ基礎トセル防共協定モ益々强化セラル  $\exists$ メ諸種戰斗用品ヲ伊太利ヨリ輸入シ之ニ代へ滿洲 リハ豆油ヲ初メ「マグツシヤ」圭石其他特 ]日滿伊通商協定ノ ノ三倍ハ間違ヒナク日本ハ飛行機 調印 ハ慶賀二堪  $\wedge$ サ jν 事 達ヲ ノ増 實

483

(電報

ハ 伊太利宣教師 我 當ノ貿易額 々獨逸人ハ伊太利人トハ親友關係ニモ ノ增進ヲ來スモノト期待ス アリ今後相

ト思料ス

## ゼイ、ヒーヘリン」ノ言

揮スル シテ益々兩國間 從來滿洲ニハ伊國人ハ僅少ニシテ貿易關係モ他國ニ 我カ國及日滿間通商協定ノ締結ハ喜ハシキ事ニシテ ニヨリ貿易ノ增進ニ伴ヒ伊國人ノ漸増スルハ必至ニ 比シ皆無ト云フモ差支ナキ狀態ナリシカ今囘 1 共ニ滿洲 ノ親交ヲ厚クシ防共協定ノ眞價ヲ發 國モ經濟的ニ世界市場ニ登場シ ノ協定

> 益 一々隆 盛ヲ來スヘシ

本信寫送付先 在滿大使

昭和13年10月17日 近衛外務大臣宛(電報在伊国堀田大使より

## らの輸入品に対する割当制度の適用を停止し 日満伊貿易協定の発効により伊国側は日満か

許可制へと変更について

モ

本 省 10 月 18 H 前

 $\Box$ 

1

マ

10

月

17

H

後 発

第四三六號

ラレ 現在同制度ノ目的物トナリ居 H 「パーセンテージ」ニ依ル割當輸入制度ハ適 本及滿洲國ニ對シテハ同日以後一九三四年輸入實績 滿伊三國間求償協定カ九月一日ヨリ效力ヲ發生セ 夕 ル場合總テ許可 ラ要スル旨九月五 ル 商品 *)* \ 日滿 日大藏省令ヲ以テ 兩國 用停止 ヨリ輸入セ セラレ ル結果

公布セラレタリ

ヲ實施スル

コト

ナレ

1]

484 昭和 14 年9月 8日 阿部外務大臣宛在伊国白鳥(敏夫)大使より

# 欧州大戦勃発に伴う伊国の輸出制限措置について

普通公第三一 昭 和十四 [年九月] 五.

八日

10 月 14 日接受

在 伊 太利

特命全權大使 白鳥 敏夫[印

第三三八號

外務大臣 國 ノ 輸 出制 阿部 限措置 信行殿 Ξ 關 ス ル

伊

國

政

府

ハ

嚢ニ電報ヲ以

テ申進置キタル通り

九月

H

附 勅

置

件

許可 令ヲ以テ食糧品 右勅令ニ依リ設置セラレタル關係省係官ヨリ成ル委員會ノ 金等約六十品目ヲ輸出禁止品目ト ヺ 要ス ル旨ヲ規定シ官報公布 糸 類、 金屬 類 シテ指定シ之カ輸出ニハ 自 日 |働車、 夕 ĺV 九 飛行機、 月 四 日 ヨリ之 皮革、

右關 右 係勅 勅令ニ付御承知相 令 ヲ掲載セル 成度シ 官 報二部 相 添 此段報告申進ス委細

昭 和 14 年 · 9 月 22  $\mathbb{H}$ 

485

阿部外務大臣宛(電報) 在伊国阪本(瑞男)臨時代理大使より

## 申入れについて 国 |側に対し輸出入制限措置の適用除外方を

貴電第一九六號ニ關シ(日滿伊貿易協定ニ關スル

本  $\Box$ 1

省 7

9 9

月22日 月23日前

後

発

係官ヲシテ爲替省當局ニ對シ今次戰亂ニ基ク輸出 万 入制限

日滿伊協定ノ運用ニ關聯シ痛ク日本側ヲ憂慮セ

シメ居

タルモノニシテ日滿伊協定ノ存續及其ノ圓滑ナル ル次第ヲ述へ右措置ヨリ日本除外方申入レシメタル處先方 運 用 執ラレ **ノ**ヽ 伊

側ニ於テモ素ヨリ希望シ居ルモ 不可能ニテ又事態稍々明白トナリタル今日ニ於テハ *)* \ 事實上相當緩和セラレ即 チ輸出禁止品ニ付テモ 日本ノミニ除外例 ヲ 右 口 4 ル

*)* \

次第大体支障ナク輸出ヲ許シ又輸入代金支拂ニ付 テ *)* \ 事

必要ナクナリ payment against document ノ 變當初緊急措置トシテ支拂見合方措置シタル 原則 ルモ今日 ニ依リ支拂 其

ハ H 實行シ居 日 ラ要スル點ハ之ヲ諒トセラレタク今日 [本側 E ル次第ニテ事務! 此 ノ邊ニテ滿足セラレタキ旨ヲ繰返シ居タル 輻輳等ノ關係ニテ其ノ間多少 ノ情勢ノ下ニ於テ ノ時 趣

研 尚改定品 究セシ 目等ニ付テハ我方案ヲモ參照シ目下當業者ヲシテ 居ル趣ナリ

メ

ナリ

昭和 14年9月 28 日 野村外務大臣宛(電報) 在伊国阪本臨時代理大使より

487

昭和

14 年

10 月 16

 $\mathbf{H}$ 

野村外務大臣宛(電報) 在伊国阪本臨時代理大使より

486

### りにつき意見具申 伊 国 「の輸出入制限措置に対するわが方対応振

口 1 マ 9 月 28 日後発

本 省 9 月29日前着

第三五 七

往電第三三六號ニ關

緩 獨波戰爭開始後伊國 險負擔囘避等緊急事態ノ必要ニ基ク次第ナル 和ヲ求 見据付カ À ル ス事態現在安定セサル ハ 甚タ困 ブ執 一難ニシテ却テ高價ナル IJ タ ル 各種措置 今日ニ於テ右障碍措置 ハ 外貨獲得海 對償ヲ要求セ ヲ以テ事件落 上 危

第

二軍需工業次テ輸出産業

ノ

原料輸入二充當シ國內消費

關 テ 1 ラ 資不足ニ陷 ź١ ĺ ズル障碍除去ニ付話合ヲ進メ何等約束ヲ取 スルモ今日何所迄實行シ得 寧口此 ル /惧アル ルヲ待チ且ツ事態安定ノ期ヲ見テ支拂其 ノ際品目改正 ノミナラス假ニ或程 ノ交渉ヲ進メツツ其 ルヤ甚タ疑問ニシテ 度 ノ約 東ヲ取 小付クル ブ間 、我方ト 伊 付 側 ケタリ コ 他二 1 力 然 物

シト思考セラルル處右ニ付何分ノ儀御囘電アリ

ル

## 国 |の支払状況悪化に鑑み対伊取引は警 戒を

要すべき旨具申

 $\Box$ 1 マ 10 月 16 後 発

本 省 10 月 17 i 日前

諸般ノ情報ヲ綜合スルニ最近伊太利ハ獲得セル外貨ヲ以テ

第三八七號

品及其ノ原料 許 可證 鑑ミ辦法トシテ輸入品 ヲ有 ス ル 如 伊 7 側 商 *)* \ 殆 莊 11 ト省ラレサ ノ價格ニ 爲替許 相當スル 可 取 ル實情ニテ日 附 ケ全ク不 リラ」 滿 貨ヲ伊 能 日 ナ IJ ル

輸入ニ

對スル伊國

ノ支拂客年ヨリ頓ニ惡化シタル爲信用狀

+

現

在

第七九九號

(至急

テ

日

1)

金ニシテ相當長期ニ亘リ支拂ヲ受ケサルモノアル外特許 ニテ交渉中 之ニ答へ玆ニ伊伯貿易ハ完全ニ杜絕シ目下之カ打開方當地 ナシニハ賣ラサル旨申合セタル 由 米國 ハ又映畫 一フイ 處伊 i 國 4 ハ 珈 其 琲 他雜品 不賣ヲ以 代

成 當時ニモ同 替省方面 銀 行ニ 日 滿產品入手方本邦商社側 ノ 一 拂込ム丈ケノ事實ニ依 様 般的 事例存シ其ノ遣口當時 示唆ニ基クモノ ij ノ如ク現ニ伊 其 申込ムモ ノ夫レニ 結果 ノアリ右 ハ 彷彿 凍 エ 結 タル 戰 *)* \ ナ 爲 モ 爭 iv

1

路 成ナル旨述 タキ旨相 ス未夕支拂 ラ辿ル 談アリタルニ付伊 ノミナル爲三井ニテ ハレサルモノア 置キタリ .側牽制上ヨリ言フモ全然右ニ贊 ル 處一 ハ右契約ヲ破棄シ他國ニ廻シ 方伊 側ノ支拂 汀悪化 ノ 二

尙八月中ニ到着セル三井ノ大豆中當館累次ノ督促ニモ

拘ラ

御參考迄

アル

趣ニテ對伊取引ニハ

益

血々警戒.

ノ要アリ

伯 各國トモ對伊輸出ニハ非常ニ警戒シ居ル様子ニテ亞爾然丁、 刺 西爾、 米國各大使館商務官ニ夫レトナク聞合シタル處

シ居 亞 爾然丁當業者ハ大體結束シテ其 ル Ŧ 仲々思フ様行カサ ル 趣ニテ伯 ノ對伊信用狀發給ヲ要求 刺西 爾ニテ 珈 琲

> 利子、 1 日 尙 拂ニ付充分ノ約束ヲ取附クルコト肝要ナリト存ス 日 1] ,目的二出テタルモ 申 滿伊協定割當中履行未濟分二付相 配當金 出 アリ タ ノ ĺV 類 趣ノ ハ完全ニ凍結シ弱リ居ル 處右ハ恐ラク我方ノ外貨ヲ ノト思考セラルルニ付先ツ伊 互. ニ輸入實行方伊 模 利 側 用 セ

支

側

昭 和 14 年 11 月 24 日 在満州国植田中野村外務大臣と 大使宛 電

報

488

## 日満伊貿易協定の延長に際 し品目表の変更留

## 保につき満州国側の意向確認方訓

本 省 11

月

24

H

発

半ヶ年延長セラル 月末日迄二右協定 日滿伊貿易協定ハ九月以降半ヶ年延長 ル 廢棄通告ナキ場合ハ更ニ來年三 コトト ナル  $\sim$ キニ付右協定ノ イセラレ 居 ïĴ / 效力 而 月 E

-致度キ 處滿 側 意向至急御確 メ 上 結 果 御 囘 雷 相 成 度

1

延長ニハ

八品目·

表

ノ變更ヲ留保スル旨伊國

侧

二申

入レ

ル

コ

### 489

昭和 14 年 11 月27日 野村外務大臣宛(電報) 在満州国梅津(美治郎)大使より

# 品目表の変更留保につき満州国側同意について

新 京 11月27日後発

本 省 11月27日夜着

第六四三號(至急)

シタル 協定ヲ延長スルコトニ同意ニシテ就テハ日本側ト打合ヲ了 貴電第七九九號ニ關シ(日滿伊貿易協定ニ關スル 日滿伊貿易協定延長ニ關シ滿側モ品目表ノ變更ヲ留保シテ 品 目表改訂交渉至急促進方御配慮アリタシトノ 件 コト

第五〇二

號

ナリ

昭和 14年11月 28 日 在伊国天羽大使宛野村外務大臣より 電報

490

更を留保する旨伊国側へ通報方訓令 日満伊貿易協定の延長に際しては品目表の変

本 省 11月28日後8時発

第二五 六號 (至急

現在日滿伊貿易協定ハ割當品目表ヲ改訂スル事ヲ條件トシ

其 改訂交渉ハ目下繼續中ナル處日滿 テ九月以降半ヶ年延長セラレ居リ(往電第一 (ノ效力延長方希望シ居ルモ右延長ハ品目表ノ變更ヲ留保 側ハ來年三月以降引續キ 〇二號參照)右

ス ル旨伊 側二御 通報相成度

昭 和 14 年12月9日 野村外務大臣宛(電報在伊国天羽大使より

491

# 伊国工業の活性化状況に鑑み速やかに対伊輸

出再開の措置を講ずるべき旨意見具申  $\Box$ 1 7 12

本 省 12 月 10 日前

月

9

Ĕ

後発

伊太利工業ハ最近英佛ヨリノ註文並ニ獨逸品入手困 ル 中立 或 ヨリ ノ註文ニ依リ相當活氣ヲ呈シ始メツ 'n T 難 ĺ 二 依 Ŧ

輸入許可發給セラレタル關係モ 合弗々現レツツアル由ニテ其 、如ク旁々大豆魚油等ニ對シ往電第四六九號ノ通リ更ニ ノ支拂方法モ改善セラレ何レ アリ近頃纒リ クル 對本邦引

對伊輸出再開モ差支ナシト思考セラル依テ本邦對伊輸出 例外ナク外貨信用狀快諾ヲ申 出 テ來 V ル 由ニテ之ナラ

日満伊

便

相 步

成

ル

コ

1

必

要ナリ右卑見申

進

ス

ヒ支拂惡化ヲ見ルコト必定ニ付組合ニ於テハ

調ヲ合セ苟クモ拔驅ケノ行動ニ出テサル樣併セテ御措

萬 出 或

ニモ組合內

ノ歩調亂

V コ

各自功ヲ急クノ餘リ

信用狀ナシ

声 侧

開

ノ措置ヲ執ラル

ル

1

可

然ト存セラル然レトモ今後

ノ輸出ヲ引受クル

Ŧ

ヲ生スルニ於テハ伊

側ニ付込マ

再

/١

伊

國產及巴爾幹方面

 $\exists$ 

ij

ノ輸入ニテ事足リ

米油

ハ

全然必

嚴重申合

ラ上 レ

置

492 昭 和 14 年 12 月 15  $\exists$ 野村外国 7務大臣宛(電報四天羽大使より

意向につい |貿易協定の品目表改訂交渉における伊 口

本 1 省 マ 12 12 月 月 16 15 H 1夜着 後発

得

夕

ル

モ

 $\mathbb{H}$ 

本

側

21

必要品

ノミニ買付ヲ集中シ殆ト之カ買付

次第ニシテ今日ニ於テ ジ髪 貴(1 第 電 Ŧi. 第 七 一號ニ 一關シ 日 滿伊貿易協定品目

表改

訂交涉

關 我方案ニ對シ漸ク關係各方面 ス ル 件 1 打合ヲ終リ ý ル 無ニテ

最早其

ノ必要ナカルへ

ク萬

我方カー

層

有 利ナル

支拂 通

條 件 化

1

E

相

俟チ充分效果ヲ収

メタル 止

決議

並ニ

郵

船

對

伊

積

25

前

記 伊

側

ノ客觀

的

情

勢

ヲ

固

製シテ

現行

ノ態度ヲ緩和セサルニ於テハ

英伊

會モ成立

セル今日

再ヒ印

度產品落花生

ノ輸入復活

關 商委員

シ英

電第

五二

四省

張光ノ

案ヲ提示シ

・來リ

タ

ルニ

付係官ヲシテ爲替

省

别

策

動

餘地ヲモ與フル

次第ナルニ付此ノ邊ニテ速ニ輸

製品 邦ヨ 當局 1 陶磁器合染料罐詰 IJ ノ輸出 折 衝セシメタル [希望品 處伊. リスト」 ハ 伊 國ニ有 太利側ニテハ當方質問ニ對シ本 中 り餘ル 絹製品綿製品首飾等及銅 程 ノ生産アリ菜種

要ナシ、 魚漁モ漸増 水產物 Ī 傾 *)* \ 向こ在 値段高ク問題トナラサル リ生糸モ差當リ必要ナク以上 ノミナラス伊 ノ 理 阈

由 入ノ要アル場合ハ其 ニテ何レモ輸入不可能ナリ、 ブ他 ノ商品割當ヲ客年度ニ比シ ノ部ニテ購入ス 若シ生糸、 水産 物ニシテ輸 五. 百 萬

リラ」迄増額シタ

ル

二付

右

ル

卜

Ŧ

可

能

ルヘシ次ニ伊

國

對

日供給

品中政府購買品卽

チ コ

軍

十需品

屈卜 釦 供 給 ナ *)* \ 理 ĺ 原料入手 石  $\wedge$ ク割當額幾分減少セ *)* \ 伊 難 國 便節 1 伊 團 國軍 カ客年 備 充 實 東京ニテ ル次第御了 ノ必要上 努力 知願 對 H ノ結果割當 供 度ク又帽 給 E 稍 窮

字機及「ミシン」 甚タ遺憾ナル 政 テ製作セルモノニシテ日伊文化提携 引合アリ時局柄日滿ニテモ必要ト思考セラルルモノア ヲ増加シタルモノニテ 染料ハ獨逸品ノ品薄竝ニ伊國業者ノ希望ヲ考慮シテ割當額 ス テ ク纒メ上ケタルモ ヲ尋ネタ レニ比シ日本ニトリ不利ナルニ付東京ヨリ 力ヲ入レ居ル旨述ヘタル ス映畫 モ效ナカリシモノナルカ英米製品二代へ是非輸入方ヲ希 イヤ」、「ゴム」 石膏及「タンニン」ハ日本ノ希望ニ應シ又化學製品、 キ旨ヲ前提シ日 ル 府購買品ニ對スル モ買付ヲ差控ヘタル モノナルニ付客年同様ノ ルニ先方 「パウルツチ」 處此等工 製品、 ハ過去一年ニ亘リ東京商務官カ折衝セ 本側ニテ輸出ヲ希望シ居 ノニシテ製造品 *)* \ 本 割當增 Guarnizioni Per Carde ハ客年日滿 案 一業ハ事業維持上一 モノト ートマト」 趣 ノ主宰スル ハ 各方面 額方等 ナリ係官ヨ 、割當ヲ要求スル旨繰返シ次ニ 認ムル旨反駁シ置ケリ 罐詰、 1 ノ見込ニ付腹藏ナキ意見 關 ール 1 複雑 / 見地 スル IJ 電線、 ルウチ 定ノ輸出ヲ必要ト ハ 伊  $\mathbb{H}$ Ť 相 ル製造品復活方 ヨリ宣傳省ニテ Ĺ 本側意嚮 ĺ 當 案 電動 り修正 ハ客年 折 其 衝 機、 藥品、 他二 後 ij こハ之 う夫 T 日 ラタ ル 望 ル 印 1]

> 述へ 化二 方針ニテ日本ニ對スル措置 望ナク又軍需品ニ對スル 輸出先ヲ見出スニ苦シミ居ル位ニテ日本ヨリ クニ増加セル 粉、「ラミー」 ヲ尊重シ別ニ養 イモノ 水銀ノ求償割當額増加ニ付テ 依リ客年 ノ如ク爲替省 度ノ如ク自由ナラサ 麻ヲ新ニ 趣ニテ綿製品絹織物改正品 殖真珠、 存ニテ何トモ 加 割當 朝 ヘタル外茶ノ輸入額 解品 *)* \ 特 增 剜 加 「グラフアイト」、 <u>ر</u> ル ハ ノ恩恵ナルニ付増 求償除外 複雑ナル コトタケハ 申上ケ難キ ノ類 ハ政 內 ノ輸入 ヲ */* \ 明 .部 伊 七 白 情 躍 府 的 勢 側ニテ 關 加 ナリト 到底 一倍近 根 係 ハ 木 本 T

ル

IJ 難

ŀ

思考スル

モ兎モ角希望

一額申

出

7

リタキ旨述

タ

ル

趣

ナ

昭 和 中立国よりの輸入品の原産地証明取扱い 14 年 12 月 17  $\mathbb{H}$ 野村外務大臣宛在伊国天羽大使

方 針

につき請訓

493

 $\Box$ 1 7 12 月 17 H 前 発

12 月 17 日後

本 省

第

Ŧ.

九號(大至急

ヲ

履

行サ

.ス(右

伊

側

ノ

輸入思

ハシカラサ

リシ爲我

, 方 ニ

巳

電

相

渡シ

定相 渉ニ 明 묘 各 + ヲ 或 軍 密ヲ英佛 ル 出 嚮) ニテ陸軍ニテハ其 飽迄押切り 本邦政 アラボ 處御 Ť 求 ル 要スル關係上追テ產地證明ヲ求ムル 一産品ナル 武官ニテ 々 ニ付テモ (大部分武器類)ニ付テ迄原産地證 メサ 成 ル 其 Ŧ 限 度シ 承 影響スル IJ メス差當リ右カ政 ノ購入品 一付テ ル 府ニ於テ中立 側二通報 知 *)* \ 諏 コト 反 コトニ方針ヲ決定セラルルニ於テハ兎モ 、以テ先例ヲ作リ 英國領事 訪丸 通り <u>ر</u> テ紛爭ヲ惹起シ獨逸產品輸出 其 陸 二關 似惧ア ヲ記述セル當館證明書ヲ添付スル ノ購入ニ係ル 海軍 ドスル /日滿伊: 「ゼノア」 スル取 · ノ原 ĺ 剆 國ヨリ ノ旨本省ニモ旣ニ電報シタ コトト ノミナラス當地 協定ニ 府 1 產 E 扱ヲ異ニスル 購買品ニシテ且 地 タキ意嚮 入港日タ ナリ 御 諏訪丸積込分ニ付テ原 證 ノ購入品ニ 協議 基キ 明添付ヲ要 面白カラサ 崩 伊 海 Ĺ 書ヲ ル モピムヲ得スト 國 陸 一付テ 十九日迄二大至急 一何分 コ 軍武官ニ於テモ  $\exists$ 海 協定ニ 求 1 1] ス 軍 關 'n ルニ ル 4 輸入ス 御方針 間 原産 ス ル コ ナ ij ĺV 基ク純 付當 ル 1 コ ノミニテ 一於テモ 面 外交交 角然ラ 地 產地 } 趣 ル · ノ 意 官 御 白 證 ナ 地 */*\ ナ

> 佛 獨、 白 瑞 西 和 蘭 轉 電

逸輸

出

對

ス

ル

英佛

報

復

令

適

用

ŀ

-共二中

立

成

日

1]

輸

英、

昭 和 15 年 月 19  $\mathbf{H}$ 有在田伊 [外務大臣宛(電型)]国天羽大使より

機 崩

494

1

## 首 表改訂に関する伊国 |案への早期回答を伊

希望について

本  $\Box$ 

省 7

1 1 月

20 19

H H

前

1

発

伊 證

第 五 號

急

明 iv

モ

囘答· 者間 品二 ルニ 爲替省ヨ 客年往電第 アル 傳 ル 對シ 方御 割當均 七 對シ日本 旣二輪 置 趣ニテ早 クへ H 取 IJ 本 曺 衡 計 五. 入許 볤 キ旨囘答シ置 ヲ得度シ 側同意ヲ見越シ旣ニ輸入許可 頭往電別電中 問 自 題モ 一於テ 三日 號 可ヲ發給セ 本側 關 T 11 ij 滿 ニキタ 爾ク 洲國 回答二 馬鈴薯、 ル 事情 簡單二 ル 1 趣二 接シタキ旨希望シ來リ E 相談 大豆、 Ŧ l 付右御: 行カサル T jν ク要アル 二於テ ヲ發給 寒天等 含ノ Ŧ Ĺ 外 セ 右希望 日滿 早 ル 部 -思考 目 E

業 夕 商

最

近

當館

決 カ

ス

來レルハ右伊側許可發給ノ事實ヲ裏書スルモノト思考セラ入許可ヲ得タル趣ヲ以テ日本側指定輸出商名通報方依賴シ

ル

**品目表改訂に関するわが方回答を伊国側督促**昭和15年3月20日 有田外務大臣宛(電報)

について

495

本 省 3月21日前着

第二四六號

年度割當中ニ包含セシムルコトトシテハ如何カト思考スル右數量ヲモ通知シ伊側ニテ發給セル輸入許可額ハ之ヲ第ニ

處何分ノ儀御審議ノ上御囘電アリタシ

年六月二十一日に合意に達した。

日満伊貿易協定の付属品目表の改訂交渉は、

昭和十五

編注